

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 シキボウ株式会社

【英訳名】 SHIKIBO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 清原 幹夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町三丁目2番6号

【電話番号】 大阪(06)6268-5411(直通)

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 コーポレート部門担当
経営管理部長 竹田 広明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号 ユニゾ江戸橋ビル

【電話番号】 東京(03)3270-8881(直通)

【事務連絡者氏名】 東京支社長 平田 修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
シキボウ株式会社東京支社
(東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号 ユニゾ江戸橋ビル)
(当社の東京支社は金融商品取引法上の縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜のため縦覧に供しております。)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第205期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

当社普通株式1株につき金40円といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、業務執行権限の多くを執行役員に委譲し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。また、平成28年6月監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化による経営の透明性・健全性および執行役員の意思決定・業務執行機能の迅速化による経営の効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。今般、監督と業務執行の分離を一層進め、それぞれの責任を明確にし、経営の透明性・健全性および効率性を向上させ、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、定款の変更を次のとおり行うものであります。

株主総会の議長に関する規定を変更いたします。（変更案定款第15条）

監査等委員である取締役以外の取締役の員数を12名以内と減少させます。（変更案定款第19条）

取締役会長を除く役付取締役を廃止いたします。（変更案定款第22条）

執行役員の選任方法および役割などを明確にするため、執行役員に関する規定を新設いたします。（変更案定款第23条）

取締役会の招集者および議長を変更いたします。（変更案定款第24条）

コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて経営の透明性を高めるため相談役を廃止することといたしたため、相談役を規定する現行定款第23条を削除いたします。

その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更をいたします。

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、能條武夫、清原幹夫および竹田広明の3氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、邨上義一、佐藤嘉彦、畑守人および平岡三明の4氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について、月額2,400万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (%)
第1号議案	67,461	1,905	47	(注) 1	可決 96.38
第2号議案	68,988	378	47	(注) 2	可決 98.56
第3号議案					
能條 武夫	58,712	10,654	47	(注) 3	可決 83.88
清原 幹夫	58,446	10,920	47		可決 83.50
竹田 広明	68,892	474	47		可決 98.42
第4号議案					
邨上 義一	67,866	1,500	47	(注) 3	可決 96.95
佐藤 嘉彦	68,662	704	47		可決 98.09
畑 守人	67,455	1,911	47		可決 96.37
平岡 三明	56,940	12,426	47		可決 81.35
第5号議案	68,707	657	47	(注) 1	可決 98.16

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。